



労使関係

GRI 2-30

日油は、日油労働組合とユニオンショップ協定を締結しており、非管理職である社員の同労働組合加入率は100%です。

■ 主な労使協議 日油

協議会	回数
中央労使協議会	年2回開催し、社長を委員長とする団体交渉委員と日油労働組合中央執行委員が出席し、業績に関する認識の共有とともに、経営課題に関する議論を行っています。
中央労使安全協議会	年4回開催し、労働安全の状況に関する認識の共有とともに、労働安全確保・向上のための意見交換を行っています（団体交渉委員と日油労働組合中央執行委員が出席する協議会を年2回、会社の労働安全担当、人事・総務部長、労政担当と日油労働組合中央執行委員が出席する協議会を年2回開催）。
人事・総務部と 中央執行委員との協議会	年10回開催し、人事・総務部長、労政担当と日油労働組合中央執行委員が出席し、業績に関する認識の共有、従業員のワーク・ライフ・バランスの向上をはじめ、さまざまな全社的労使間課題に関する議論を行っています。
事業部労使協議会	年2回開催し、事業部長をはじめとする事業部幹部と日油労働組合の当該事業部関係支部委員等が出席し、業績に関する認識の共有、経営施策に関する議論を行っています。
各箇所労使協議会	原則として毎月開催し、箇所長や人事担当者等と日油労働組合各支部委員が出席し、各箇所での労務や健康保持、安全等に関する課題や業績に関する認識の共有、従業員のワーク・ライフ・バランスの向上をはじめ、さまざまな各箇所の労使間課題に関する議論を行っています。